

介護予防・日常生活支援総合事業に関するQ & A（平成30年5月掲載分）

※各サービス名称については、以下のとおり記載しています。

介護予防ホームヘルプサービス(介護予防訪問介護相当サービス) ⇒ 訪問型従前相当サービス
 生活サポートホームヘルプサービス(緩和した基準によるサービス) ⇒ 訪問型サービスA
 介護予防デイサービス(介護予防通所介護相当サービス) ⇒ 通所型従前相当サービス
 元気サポートデイサービス(緩和した基準によるサービス) ⇒ 通所型サービスA
 パワーアップ教室(短期集中予防サービス) ⇒ パワーアップ教室

番号	項目	内容	質問	回答	担当班
1	①サービス利用の流れ	事業対象者確認申請	事業対象者確認申請は、どのような場合に実施するのか。 また、基本チェックリストは、誰が実施するのか。	事業対象者確認申請は、①要支援認定有効期間満了に伴い、訪問型サービス・通所型サービスのみ利用を希望する場合、②新規利用でパワーアップ教室のみ希望する場合、③やむを得ない事情により、緊急にサービス利用が必要な場合に、それぞれ実施します。 なお、基本チェックリストは、地域包括支援センター職員、一部委託を受けた居宅介護支援事業所職員が、「基本チェックリストの考え方」に基づき、質問項目の趣旨を説明しながら、本人が実施します。	地域支援担当班
2	①サービス利用の流れ	事業対象者確認申請	事業対象者の有効期間は？	①要支援認定有効期間満了に伴い、事業対象者確認申請を行った場合は、要支援有効期間満了日の翌日から「3年間」となります。 ②パワーアップ教室のみ利用希望することにより、事業対象者確認申請を行った場合は、申請日から「6カ月間」となります。	地域支援担当班
3	①サービス利用の流れ	事業対象者確認申請	基本チェックリストの実施日から、事業対象者確認申請の申請期限はあるのか。	基本チェックリスト実施日から1カ月以内に、事業対象者確認申請をしてください。 なお、要支援認定の有効期間満了に伴い、事業対象者確認申請を行う場合は、更新申請と同様、60日前から受付を行います。	地域支援担当班
4	①サービス利用の流れ	新規利用者	新規利用者が、事業対象者確認申請ではなく、認定申請を行うのはなぜか。要支援1には該当しなくとも、基本チェックリストで課題がある場合も、サービス利用できなくなるのではないのか。	基本チェックリストだけでは、本人や家族からの聞き取りによる主観的な判断になる恐れがあることや認定申請における主治医意見書（医療情報）が得られなくなることで、適切なサービス利用に繋がらない恐れがあることから、新規利用者については、認定申請をしていただくこととしています。 しかし、パワーアップ教室のみの利用希望者については、新規利用者でも事業対象者確認申請を認めることとしていることから、一律にサービス利用ができなくなることはありません。	地域支援担当班
5	①サービス利用の流れ	更新申請	現在、通所型サービスのみ利用しているため、要支援認定の更新申請か事業対象者確認申請を選択できるが、今後、福祉用具や訪問看護を入れた方が良いと判断した場合は、更新申請を選択してよいか。	事業対象者確認申請は、強制ではありません。 今後、利用する可能性があるサービスも踏まえて、選択しても構いません。 また、事業対象者になった場合でも、その後の状況により、いつでも認定申請をすることができます。	地域支援担当班
6	①サービス利用の流れ	訪問型サービスと通所型サービスの併用	訪問型サービスと通所型サービスを併用している場合でも、更新申請ではなく、事業対象者確認申請は可能か。	貴見のとおりです。	地域支援担当班
7	①サービス利用の流れ	事業対象者の認定申請	事業対象者が認定申請を行い、要支援(要介護)認定が出た場合、事業対象者の有効期間終了日はいつか？	要支援(要介護)認定申請日の前日です。	地域支援担当班
8	①サービス利用の流れ	住所地特例者の利用手続き(事業対象者)	大分市の住所地特例対象施設に入所している利用者(保険者A市)が、要支援認定の有効期間満了に伴い、事業対象者になる場合の手続きは？	大分市の地域包括支援センターまたは一部委託を受けた居宅介護支援事業所が、大分市に被保険者証、基本チェックリスト及び介護予防ケアマネジメント依頼届出書を提出してください。(大分市が受領後、A市へ書類を送付し、A市が被保険者証を発行します。) ただし、取扱いが保険者によって異なる可能性があるため、事前に保険者へお問い合わせください。	介護給付担当班
9	①サービス利用の流れ	住所地特例者の利用手続き(要支援者)	大分市の住所地特例対象施設に入所している利用者(保険者A市)が、認定申請を行う場合の手続きは？	これまでと同様、認定申請は保険者であるA市に行ってください。A市から被保険者証が発行されましたら、大分市に被保険者証及び居宅介護(介護予防)サービス計画作成依頼(変更)届出書を提出してください。(大分市が受領後、A市へ書類を送付し、A市が被保険者証を発行します。) ただし、取扱いが保険者によって異なる可能性があるため、事前に保険者へお問い合わせください。	介護給付担当班

番号	項目	内容	質問	回答	担当班
10	①サービス利用の流れ	事業対象者の転入	前住所地で事業対象者であった利用者が、大分市に転入する場合は、要支援(要介護)認定と同様、資格を引き継ぐことになるのか。	要支援(要介護)認定と異なり、「事業対象者」としての資格は引き継がれません。よって、基本チェックリストを実施の上、前住所地の介護保険被保険者証の写し等を添えて、事業対象者確認申請を行ってください。 なお、本人の状態をアセスメントした結果、予防給付(福祉用具等)が必要な場合は、認定申請を行ってください。	地域支援担当班
11	①サービス利用の流れ	事業対象者の転出	大分市で事業対象者であった利用者が、大分市から転出する場合は、要支援(要介護)認定と同様、資格を引き継ぐことになるのか。	要支援(要介護)認定と異なり、「事業対象者」としての資格は引き継がれません。よって、転出先の市町村が定めた手続きが必要となります。	地域支援担当班
12	②訪問型・通所型サービス共通	現行相当サービスとサービスAの選択について	従前相当サービスとサービスAの選択は、ケアマネジャーが行うのか。	ケアマネジャーが実施するケアマネジメントにおいて、利用者の心身の状況、その置かれている環境等のアセスメントを行い、利用者の選択に基づき、自立に向けた適切なサービスが提供されるよう、ケアプランに位置付けるものと考えます。	地域支援担当班
13	②訪問型・通所型サービス共通	想定する対象者	事業対象者は、従前相当サービスを利用できるのか。	要支援認定の有効期間満了に併せて、事業対象者確認申請を行い、事業対象者に該当した場合は利用できません。一方、新規利用者が、パワーアップ教室のみ利用希望することにより、事業対象者に該当した場合は、利用できません。	地域支援担当班
14	②訪問型・通所型サービス共通	個別サービス契約書	個別サービス計画書の名前は？	従前相当サービスは、介護予防訪問(通所)介護相当サービス計画、サービスAは、訪問(通所)型サービスA個別計画となります。	地域支援担当班 事業推進担当班
15	②訪問型・通所型サービス共通	加算・減算	介護職員処遇改善加算は、算定できるのか。	従前相当サービスは、介護職員処遇改善加算と同様の加算区分Ⅰ～Ⅴとなっています。 なお、サービスAは、介護職員処遇改善加算相当分として、基本単価に含まれています。	介護給付担当班
16	④通所型サービス(従前相当・サービスA)	加算・減算	介護予防通所介護相当のサービス提供体制加算について、事業対象者は要支援者と異なり、算定できないのか。	算定できます。(要支援1と同じです:48単位ほか)	介護給付担当班
17	③訪問型サービス(従前相当・サービスA)	人員基準	従前相当サービスの「サービス提供責任者」と、サービスAの「訪問事業責任者」は兼務できるのか。	兼務できます。 なお、訪問介護の指定を受けている事業者は、従前相当サービス及びサービスAの人員基準は、満たしているものとみなすこととしています。	事業推進担当班
18	③訪問型サービス(従前相当・サービスA)	人員基準	前問のように兼務する場合、サービスA利用者は、どのようにカウントすればよいか。	「サービスA」の訪問事業責任者については、1人以上必要数としており、当該事業を適切に行うために、必要と認められる数を配置してください。なお、同一の事業所において、「訪問介護」、「従前相当サービス」を併せて運営する場合、その利用者の数が40または、その端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者と配置しなければなりません、サービスAの利用者は、その数には含まれません。	事業推進担当班
19	③訪問型サービス(従前相当・サービスA)	人員基準	従前相当サービスの「訪問介護員」と、サービスAの「訪問事業従事者」を兼務することは可能か。	可能です。ただし、従前相当サービス及びサービスAのどちらで勤務しているのかを記録上明確になるようにし、サービス提供の評価時間についても、どちらのものであるか明確になるよう留意してください。	事業推進担当班
20	③訪問型サービス(従前相当・サービスA)	サービスAの提供時間	週2回利用の場合で、1回は20～45分、もう一回を45分以上とすることは可能か	お尋ねのような事例に該当する場合は、事前に大分市へご確認ください。 なお、サービス提供時間(単位)は同一のものを利用することが基本ですが、利用者の身体状況、生活状況等をアセスメントした結果、組み合わせて利用することが自立支援に向けて必要かつ効果的と判断した場合に限り、可能とします。	地域支援担当班 介護給付担当班
21	④通所型サービス(従前相当・サービスA)	サービスAの加算・減算	3時間以上の実施とあるが、入浴や送迎に対する加算はあるのか。	加算はありません。 サービス単価(3,330円)に含まれています。	介護給付担当班
22	④通所型サービス(従前相当・サービスA)	サービスAの送迎	サービスA利用者と、通所介護や従前相当サービスの利用者について、同一の送迎車で同時間帯で送迎してよいか。	問題ありません。	事業推進担当班

番号	項目	内容	質問	回答	担当班
23	④通所型サービス(従前相当・サービスA)	運営基準	同一場所で通所介護、従前相当サービス及びサービスAを実施する場合、運営規定、契約書、重要事項説明書を別途作成する必要があるか。	それぞれの事業ごとに、運営規程、契約書、重要事項説明書は必要となります。ただし、適切な記載方法であれば複数事業分を兼ねることも可能です。	事業推進担当班
24	④通所型サービス(従前相当・サービスA)	運営基準	同一場所で通所介護、従前相当サービス及びサービスAを実施する場合、定員の増加に関する運営規則等の変更が必要か。	通所介護等と同一場所で実施する場合は、それぞれの事業ごとに定員を定める必要があるため、運営規程等の変更は必要となります。なお、同一の機能訓練室を利用することは可能です。	事業推進担当班
25	④通所型サービス(従前相当・サービスA)	運営基準	サービスAの利用定員は、どのように決めるのか。	事業者の方針、配置する人員、場所の面積によって、決められるものと考えます。	事業推進担当班
26	④通所型サービス(従前相当・サービスA)	人員基準	通所事業従事者に資格要件はあるのか。	通所介護における介護職員にあたるものとお考えください。よって、資格要件はございません。	事業推進担当班
27	⑤パワーアップ教室	利用期間	パワーアップ教室の利用期間はどれくらいか。	パワーアップ教室は、訪問・通所型とも、それぞれの利用回数のもと、3カ月(必要な方は6カ月)の短期間で行われるサービスとなります。	地域支援担当班
28	⑤パワーアップ教室	終了後の再度利用	パワーアップ教室終了後、再度利用することはできるのか。	パワーアップ教室は、短期間集中的に利用者の生活機能の向上を図り、セルフケアを習得する目的の事業であるため、基本的には年度内に1回程度の利用となることを想定しています。ただし、利用者の心身状況が低下し、再度の利用が必要と判断する場合は、大分市へご相談ください。	地域支援担当班
29	⑤パワーアップ教室	サービス事業所	利用者がサービス事業所を選択することはできるのか。	利用者が居住している地域(地域包括支援センターの担当区域)ごとに、定められたサービス事業所から選択します。	地域支援担当班
30	⑥介護予防ケアマネジメント	一部委託	居宅介護支援事業所へ一部委託可能な対象者として、「その他地域包括支援センターが一部委託が適当と判断される者」と記載されているが、新規で総合事業のみ利用する者も、地域包括支援センターが適当と判断すれば、一部委託が可能なのか。	「その他地域包括支援センターが適当と判断される者」については、地域包括支援センターではなく、居宅介護支援事業所が、ケアマネジメントを行うことが適当であると判断した者とするため、新規で総合事業のみ利用者も含めます。ただし、一部委託の際も、地域包括支援センターが、サービス担当者会議前のプラン原案及び評価提出の確認を行い、ケアマネジメントが適切であるか確認する必要があります。なお、一部委託が適当か判断に迷う場合は、大分市へご確認ください。	地域支援担当班
31	⑥介護予防ケアマネジメント	定款の変更について	居宅介護支援事業所が、地域包括支援センターから一部委託を受けて介護予防ケアマネジメントを実施する場合はどのように規定すれば良いか。	「介護保険法に基づく第一号介護予防支援事業」等の追加が必要です。詳しくは担当の所轄庁に確認してください。	地域支援担当班 事業推進担当班
32	⑥介護予防ケアマネジメント	介護予防居宅療養管理指導との併用	現在、総合事業及びケアプランを作成していない介護予防居宅療養管理指導を利用している要支援者が、事業対象者になることはできるのか。	介護予防居宅療養管理指導については、ケアプラン作成の有無にかかわらず、事業対象者は利用できません。よって、要支援認定の更新申請を行ってください。	地域支援担当班
33	⑥介護予防ケアマネジメント	事業対象者の認定申請	通所型従前相当サービスを週1回利用している事業対象者が、週2回希望した場合は、アセスメントの上、認定申請は可能なのか。	必要があれば、いつでも認定申請の手続きは可能です。ケアプラン作成の際には、本人の心身の状況、置かれている環境等をアセスメントした上で、自立に向けて必要な支援を行ってください。	地域支援担当班
34	⑥介護予防ケアマネジメント	要支援者から事業対象者への変更	(要支援認定有効期間満了時)要支援2の利用者が、デイサービスを週1回のみ利用でよいと希望がある場合、認定有効期間終了に伴い、事業対象者確認申請を実施できるのか。	本人の心身の状況、置かれている環境等が改善しており、「①65歳以上、②利用するサービスが5,003単位、③当面の間、介護予防給付サービスを利用する見込みがない、④基本チェックリストによる手続きを希望している」のいずれにも該当する場合は、事業対象者確認申請を行い、該当すれば事業対象者への変更が可能です。	地域支援担当班 介護認定担当班

番号	項目	内容	質問	回答	担当班
35	⑥介護予防ケアマネジメント	要支援者から事業対象者への変更	(要支援認定有効期間中)要支援2の利用者が、デイサービスを週1回のみでの利用でよいと希望がある場合、認定有効期間中であっても、事業対象者確認申請を実施できるのか。	要支援認定有効期間内の事業対象者への変更は原則できません。本人の心身の状況、置かれている環境等を踏まえ、要支援認定の区分変更申請を行ってください。	地域支援担当班 介護認定担当班
36	⑥介護予防ケアマネジメント	基本チェックリストの実施者	居宅介護支援事業所へ一部委託している利用者の事業対象者確認申請は、居宅介護支援事業所が行うのか。	居宅介護支援事業所が、基本チェックリストを実施の上、事業対象者確認申請を行ってください。ただし、初回であれば、基本チェックリストの実施にあたり、地域包括支援センターの立会いが必要です	地域支援担当班
37	⑥介護予防ケアマネジメント	居宅介護支援費の取扱件数の算出	一部委託を受けた介護予防支援は、受託件数×1/2件とカウントしているが、介護予防ケアマネジメントも同様の扱いか。	介護予防ケアマネジメントについては、居宅介護支援費の通減制と異なり、取扱件数には含まれません。	地域支援担当班
38	⑥介護予防ケアマネジメント	パワーアップ教室利用者の介護予防ケアマネジメント費	居宅介護支援事業所に一部委託している利用者が、パワーアップ教室を利用した場合の介護予防ケアマネジメント費は、地域包括支援センターが請求するのか。	地域包括支援センターが、請求してください。	地域支援担当班
39	⑥介護予防ケアマネジメント	パワーアップ教室利用者の介護予防ケアマネジメント費	パワーアップ教室と従前相当サービス等を併用した場合の請求先は？また、初回加算は算定できるのか。	介護予防ケアマネジメント費(予防給付費の場合は、介護予防支援費)として、国保連へ請求してください。初回加算の要件については、従来どおりです。	地域支援担当班
40	⑥介護予防ケアマネジメント	パワーアップ教室利用者の認定申請	パワーアップ教室利用中の事業対象者が、認定申請した場合は継続できるのか。	認定申請後も継続できますが、暫定ケアプランが必要となります。なお、認定結果が明らかに要支援認定である場合を除き、利用者に自費となる可能性について、十分な説明が必要です。	地域支援担当班 介護認定担当班
41	⑥介護予防ケアマネジメント	パワーアップ教室利用者の有効期間	事業対象者(パワーアップ教室のみ利用者)が、待機等の理由で、有効期間満了日までにサービスが終わらなかった場合はどうなるのか。	大分市へ事前に相談の上、事業対象者の有効期間満了に併せて、再度、事業対象者確認申請を行ってください。その際、ケアプランの作成が必要となります。	地域支援担当班 介護認定担当班
42	⑥介護予防ケアマネジメント	更新申請が非該当(自立)判定	要支援認定有効期間満了(～4/30)に伴い、更新申請を行ったところ、自立(非該当)判定となった。有効期間満了前に、事業対象者確認申請を行うことはできるか。	自立(非該当)判定の場合は、一般介護予防事業(地域ふれあいサロン・健康づくり運動教室)や高齢者福祉サービス(生活支援ヘルパー・生きデイ)の利用を検討することになりますが、総合事業が必要と思われる場合は、以下の取り扱いとしています。 ①従前相当サービスやサービスAを希望する場合は、有効期間満了日の翌日(5月1日)以降、認定申請を行ってください。 ②パワーアップ教室のみ希望する場合は、認定有効期間満了前でも、事業対象者確認申請を行ってください。	地域支援担当班 高齢者福祉サービス担当班
43	⑥介護予防ケアマネジメント	従前相当サービスとサービスAの選択	本人が訪問型サービスAを希望しても、認知面等で不安な場合は？	訪問型従前相当サービスの想定する対象者として、「認知機能の低下が見込まれ、日常生活に支障が生じる可能性がある方」とあり、訪問介護員による身体介護、生活援助が必要と判断される場合は、従前相当サービスを利用することが適切であると考えます。よって、お尋ねのような事例であれば、本人の状態を関係者間で情報共有した上で、適切なサービスを検討してください。	地域支援担当班
44	⑥介護予防ケアマネジメント	住所地特例者ではない市外居住者	大分市に住民票があるが、A市に居住している要支援者から、総合事業を利用したいとの相談があった。A市のサービス事業所で利用することは可能か。	A市のサービス事業所が、大分市の事業所指定を受けることで利用できます。(居住実態があるA市に、住民票を異動するよう説明したことを前提とします)なお、利用する場合は、A市の居宅支援事業所に一部委託のうえ、介護予防ケアマネジメントを実施してください。	地域支援担当班 事業推進担当班
45	⑦指定申請	指定申請	事業所の指定申請を年度途中に行うことは可能か。また、介護保険のし手順や期間は同じですか。	年度途中の申請は可能です。なお、指定申請についても、介護保険の場合と手順、期間(書類提出は原則2カ月前までなど)は同様です。	事業推進担当班

番号	項目	内容	質問	回答	担当班
46	⑧請求関係	日割り請求	サービス利用開始月の前月またはサービス利用開始月の1日に契約した場合は、月額包括報酬で算定が可能なか。	貴見のとおりです。	介護給付担当班
47	⑧請求関係	日割り請求	従前相当サービスを利用している事業対象者が、月途中で認定申請を行い、要支援1になった場合、月額報酬は変わらないが、日割り請求となるのか。	貴見のとおりです。(日割り請求資料参照のこと)	介護給付担当班
48	⑧請求関係	月途中のサービス種別変更	従前相当サービスを利用していた者が、月の途中で緩和型サービスを利用した場合の国保連への請求方法は？	変更日までは従前相当サービスの「1日あたり」の請求コードで、変更日以降はサービスAの「1回あたり」の請求コードでそれぞれ請求してください。	介護給付担当班
49	⑧請求関係	従前相当サービスの利用契約	退院等の理由により、10日に利用契約を行い、15日から利用開始となった場合でも、請求起算日は利用開始日である15日で良いのか。	利用者とサービス事業所の合意があれば、特に問題ありません。ただし、利用契約日と利用開始日が乖離することで、利用者が著しく不利益にならないよう配慮してください。	介護給付担当班
50	⑧請求関係	従前相当サービスの利用契約解除	利用契約を8日に行い、同日に利用開始したが、15日に入院したため、同月は8日以降の利用が無い場合、入院日(15日)で契約解除するのか。	月途中の契約終了事由として、「入院」は該当しないため、6月8日から月末までの日割り請求となります。	介護給付担当班
51	⑧請求関係	契約解除	最終利用日が6月26日でも、契約解除日が末日であれば月額請求となるのか。	利用者とサービス事業所の合意があれば、特に問題ありません。ただし、最終利用日と契約解除日が乖離することで、利用者が著しく不利益にならないよう配慮してください。	介護給付担当班
52	⑧請求関係	総合事業と予防給付の併用	総合事業と予防給付の居宅療養管理指導を併用した場合、介護予防支援費、介護予防ケアマネジメント費のどちらで請求すれば良いのか。	介護予防居宅管理療養指導は、給付管理を行わないことから、介護予防支援費の支給対象外サービスとされています。よって、総合事業と介護予防居宅療養管理指導のみ併用する場合は、介護予防ケアマネジメント費として請求してください。	介護給付担当班
53	⑧請求関係	生活保護受給者	生活保護受給者の請求はどうか。	従前相当サービスやサービスAであれば、生活保護法における介護扶助(介護券)の対象となります。なお、パワーアップ教室についても、介護扶助の対象となりますが、利用者負担額を支払った後、生活福祉課へ領収書の提出が必要です。	地域支援担当班
54	⑧請求関係	給付制限	総合事業のみ利用する場合、介護予防ケアマネジメント費も含めて、給付制限は適用されないとのことだが、総合事業と予防給付を併用する場合はどのようになるのか。	総合事業については、給付制限を適用しないため、通常どおりの請求方法となりますが、介護予防支援費を含めて、予防給付については、従来どおり一旦全額負担(償還払い)か、給付額減額(3割負担)による、給付制限が適用されることとなります。	介護給付担当班